

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設等の設工認に係る面談」

2. 日時：令和3年10月29日(金) 17時15分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、松田安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 村野 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ 副長

5. 要旨

○日本原燃(株)から、技術的根拠及び検証体制が不十分なまま意思決定を行ったため手戻りが発生していることに対する対応状況について、主に以下のとおり説明を受けた。

- ・設計に関する課題に対して、計画の策定、主要な論点の抽出、それに対する判断等について明確化できておらず、事業者として説明すべき内容の検討が十分出来ていなかった。
- ・会合やヒアリングの対応者が規制庁からの指摘を十分に理解できず、その場での回答や関連する資料の修正が出来ていなかった。また、作業計画に変更が生じた場合でもスケジュールを変更しなかったため手戻りが発生した。
- ・これらの改善として、設計の計画段階から電力等から技術的な支援を受け、所管部署の責任者及び担当者の力量の向上を図るとともに同責任者が説明責任を一義的に負うことで、場当たりの対応を行うことなく必要な対応方針を整理して説明や資料作成を行えるようにする。

○規制庁から日本原燃(株)に対し、以下の点を伝えた。

- ・所管部署の責任者が説明責任を一義的に負うとのことだが、全体に整合をとるための方針に係る事項は取りまとめの担当が対応すべきものであり、抜け漏れなく対応するようにコメント管理表で対応方針を関係者全体で認識共有した上で進めること。その上で、対応する責任者は説明すべき事項に漏れがないか、コメントに対して的確に対応できているかを事前にしっかりと確認すること。これらが的確に実施できるよう、取りまとめの担当においては、全体の作業方針等を各所管部署に確実に周知し、対応状況を確認すること。これらの各段階で電力支援者のコメントを受け、認識に齟齬がないよう対応すること。
- ・また、会合やヒアリング対応者については、内容を的確に説明できる者を条文担当に当てるなど、規制庁からの質問の趣旨をよく理解して対応できる体制とすること。
- ・事務局においては個々の進捗を適切に把握し、規制庁への説明をどのように行っていくか所管部署と連携して、資料の提示及びヒアリングの進め方について、手戻りが発生しないよう整理すべき課題の優先順位を考慮した説明の順序を検討すること。

6. その他
提出資料
なし